

令和7年度東京都障害者総合スポーツセンター内
食堂及び売店の業務委託業者募集要項

東京都から指定管理者として公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が運営する東京都障害者総合スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用者と職員のために管理運営する「食堂」において、料飲飲食物等の提供業務及びこの業務を遂行する上で必要となるサービス業務（以下「委託業務」という。）を行う業者を、下記により募集する。

記

1 応募資格要件

- (1) 法人であること。
- (2) 令和7年1月1日現在、東京都内において、委託業務と同一内容、同一規模以上の営業実績が10年以上あり、現に営業していること。
- (3) 令和7年1月1日現在、東京都内又は東京都隣接県に運営会社の本社又は支社等の管理部門があること。
- (4) 分担金としての光熱水費（電気料・ガス料・水道料）を毎月東京都に納付できること。
- (5) センターの指定する日から業務を開始できること。
- (6) 応募業者が営業する東京都内の店舗において、次のすべての要件を満たしていること。
 - ア 指定検査機関での食材等の細菌検査結果が良好であること。
 - イ 直近過去3年間において食中毒等の事故を起こしていないこと。
 - ウ その他、衛生管理体制が万全であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条に規定する処分を受けている団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (10) (7)、(8) 又は (9) の団体から委託を受けた者でないこと。
- (11) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、センターが経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2 業務を委託する施設

(1) 業務委託場所

東京都障害者総合スポーツセンター内食堂
東京都北区十条台 1-2-2

(2) 施設概要

ア 厨房面積 36.29 m²、控室 13.46 m²、食品庫 1.50 m²、売店 9.54 m²（使用部分、別添図面のとおり）

イ フロア客席数 93 席（ラウンジ 16 席含む）

ウ センター利用人数 99,792 人（令和 6 年 1 月から 12 月）

(3) 営業時間等

ア 営業日

センターの開館日（東京都障害者スポーツセンター条例（昭和 59 年 3 月 31 日制定条例第 24 号）に規定するセンターの休業日を除く毎日をいう。）

イ 営業時間

午前 10 時 00 分から午後 7 時 30 分までとし、ラストオーダーは午後 7 時 00 分とする。（宿泊者の朝食については午前 7 時 30 分より午前 9 時 00 分まで対応するものとする）

3 募集業種

(1) 業務委託内容

料理飲食物等の提供

(2) サービス形態

フルサービス

4 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 その他主たる契約条件等

(1) 販売商品及び販売価格は、センターと受託業者の協議の上センターが決定する。

(2) 販売方法は現金及びキャッシュレス対応（可能な範囲）とすること。

(3) 委託業務の遂行に必要な基本的設備、機器等は、センターが無償貸与する。無償貸与する基本的設備は、委託場所に設置してある既存設備とする。

(4) 受託者による什器類の設置は、あらかじめセンターの承認が必要である。

(5) 受託者のサインの設置は、あらかじめセンターの承認が必要である。

(6) 受託者は、委託場所を含む東京都及びセンターの施設及び設備等について、何らの権利も取得しない。

(7) 受託業者は、契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。また、名目の如何を問わず、委託業務の一部又は全部を第三者に遂行させてはならない。

(8) センターは、委託業務の遂行に当たって受託業者と第三者との間に生じる債権債務について、一切の責任を負わない。

(9) 委託業務に関わる光熱水費、清掃費、ごみ処理費、材料費、人件費、消耗品費等は、受託業者の負担とする。

- (10) センターは、随時受託業者の業務内容について、調査及び検査を実施し、業務の改善措置を指示することができる。
- (11) センターは、保健衛生上、委託業務遂行が不適当と認めるときは、業務の停止又は閉鎖を命ずることができる。
- (12) センターは、次に掲げる事由が発生した場合は、契約期間であっても即時一方的に契約を解除することができる。
- ア 受託業者が1の応募資格要件を欠いたとき。
 - イ 東京都がセンターになした指定管理者を取り消したとき。
 - ウ 受託業者が提供した飲食物等により食中毒が発生したとき。
 - エ その他、受託業者がセンターに対して重大な信義則違反をなしたとき。
- (13) 受託業者は、契約期間が満了した場合は契約期間の満了日までに、契約の解除があった場合はセンターの指定する期日までに、委託場所及び設備等を受託業者の負担で原状に回復して返還しなければならない。
- ただし、センターが原状に回復させることは適当ではないと認めるときは、現状のまま返還することができる。
- なお、契約期間が満了した場合又は契約の解除があった場合、受託業者はセンターに対して立退料、有益費の償還、損害賠償、営業の補償その他名目の如何を問わず一切請求をすることができない。

6 その他出店条件

- (1) 負担経費について
- ア 看板やサインなどの共通内装に関する負担金
共通内装部分に設置する看板、サインなどは受託者が設置し、受託業者の負担とする。
 - イ 食品衛生管理
関係法令に基づき、受託業者の負担により、受託業者が行うこととする。
- (2) 喫煙について
センターの方針に従うこととする。

7 応募書類

- (1) 申込書（様式1） 1部
- (2) 会社概要（様式任意）1部
- (3) 企画書（様式2） 1部
企画書の提案内容については、別紙「企画書提出に伴う注意事項」を参照すること。
- (4) 商業登記簿謄本（原本3か月以内のもの） 1部
- (5) 印鑑登録証明書（原本3か月以内のもの） 1部
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（直近過去3年間分） 1部
- (7) 法人事業税・都民税の納税証明書（直近過去3年間分） 1部
- (8) 指定検査機関で実施した食材等の細菌検査報告の写し 1部
- (9) 返信用封筒（A4判封入可能、住所等記載、切手（140円）貼付のもの）1枚
注：応募書類に押印する場合は、印鑑登録済みの印を押印すること。

8 応募書類の提出先等

(1) 提出先

〒114-0033

東京都北区十条台 1-2-2

東京都障害者総合スポーツセンター

(2) 提出先に持参又は郵送すること。

(3) 注意事項

ア 提出された応募種類の差し換え、引き換え及び撤回はできない。

イ 応募書類に虚偽の記載を行った場合、その応募は無効とする。

ウ 不正な応募であることが判明した場合、その応募は無効とする。

9 提出期間

令和7年1月30日（木）から令和7年2月20日（木）

10 面接・実施調査

選考に当たっては、必要に応じて面接や実施調査を行う場合がある。

11 選考結果等

(1) 選考結果は令和7年2月中に文書で通知する。

(2) 提出された応募書類は、返却しない。

12 質疑受付

本要項等に対する質疑の受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和7年2月13日（木）まで

(2) 受付及び回答方法

・ 質疑書（様式任意）を、8（1）の提出先へ郵送（書留）すること。

・ 質疑書の内容は、簡潔明瞭かつ必要最小限なものとする。

・ 質疑書以外の書面等による質疑は、一切受け付けない。

・ 質疑に対する回答は、他の応募者からのものも含めて応募者全員に対し、令和7年2月17日（月）までにメールで回答する。